

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	浦臼町

## 浦臼町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 産業振興課 農政係  
所在地 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ 183-15  
電話番号 0125-68-2114  
FAX番号 0125-68-2285  
メールアドレス nosei@town.urausu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ カラス類(ハシボソガラス・ハシブトガラス)
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	浦臼町一円

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。  
2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稻	被害額 485千円
		被害面積 0.5ha
	加工用ブドウ (新芽・葉の食害)	被害額 4,254千円
		被害面積 11.5ha
	計	被害額 4,739千円
		被害面積 12.0ha
アライグマ	スイートコーン	被害額 6千円
		被害面積 -ha
	ブルーベリー	被害額 5千円
		被害面積 -ha
	ぶどう	被害額 4千円
		被害面積 -ha
	計	被害額 15千円
		被害面積 -ha
キツネ	スイートコーン	被害額 1千円
		被害面積 -ha
	計	被害額 1千円
		被害面積 -ha
浦臼町 計	被害額 4,755千円	
	被害面積 12.0ha	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカ	エゾシカによる主たる被害は加工用ブドウの新芽や葉の食害や水稲の踏み倒しであり、作物の生育に大きく影響を及ぼしている。目撃に関する情報も多数寄せられており、生息数の増加も推測されることから、これまで以上に対策に力を注ぐ必要がある。
ヒグマ	ヒグマについては、これまで3頭捕獲され、近年は農地周辺や山際の町道で足跡や糞の発見情報が寄せられている。出没情報が寄せられた際には駐在所や猟友会と連携し、付近を中心にパトロールを強化しているほか、地域住民に対しての注意喚起を行っている。
アライグマ	アライグマについては、捕獲数が急増した平成24年度以降爆発的な生息数の増加が推測される。被害としては、スイートコーンや果物類の食害をはじめ、納屋などに保管している玄米の食害が確認されている。 また、市街地でも家庭菜園を荒らす、空き家に住みつくなどの被害が確認されており、箱わなによる捕獲を実施している。
キツネ	キツネについてはアライグマと同様畑作物の食害が見られるが、アライグマに比べ、その被害規模は小さくなっている。
カラス類 ・ハシボソガ ラス ・ハシブトガ ラス	カラス類については、農業用ビニールハウスの穿孔被害や、春先の営巣期における人への威嚇行為が毎年見られている。実施隊による一斉捕獲を実施しているほか、巣の撤去を行っている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
エゾシカ	被害額	4,739千円	3,317千円
	被害面積	12.0ha	8.4ha
ヒグマ	被害額	0千円	0千円
	被害面積	-ha	-ha
アライグマ	被害額	15千円	11千円
	被害面積	-ha	-ha
キツネ	被害額	1千円	0千円
	被害面積	-ha	-ha
カラス類	被害額	詳細不明	詳細不明
	被害面積		
合計	被害額	4,755千円	3,328千円
	被害面積	12.0ha	8.4ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>地元猟友会と委託契約を締結し、山間部や農地周辺において、銃器による駆除事業を実施している。</p> <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉駆除 年 3～4回実施</li> <li>・実施隊による巡回や住民からの通報、くくりわなの設置により、捕獲を図る。</li> </ul> <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒグマの痕跡が確認された場合には、周辺の巡回を実施。被害を及ぼす個体であると判断した場合は箱わなを設置し捕獲する。</li> </ul> <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者等によるわなによる捕獲を実施。</li> </ul> <p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉駆除 年 1～2回実施</li> </ul> <p>【カラス類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉駆除 年 1回実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会会員の高齢化に伴い、会員数の減少を防ぐため、新規担い手の確保に努めているが、地域に若い有望な人材が不足している。</li> <li>・実施隊員の人数が少なく、緊急時の捕獲体制が不十分である。</li> <li>・くくりわなでの捕獲実績が少なく、捕獲するためのノウハウを習得することが必要である。</li> <li>・被害に遭う農業者自らが狩猟免許を取得し、捕獲及び処理に取り組む自衛的体制の整備も必要である。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>一部の農家による個人負担により、電気柵等の自衛策を講じている。</p>	—

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の

導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

- ①行政や各農業関係機関、猟友会など地域が一体となって、農業被害防止に取り組む体制を確立する。
- ②農業者等による自己防衛を推進する。
- ③実施隊が活動しやすい環境を整えるため、新規担い手の確保や、鳥獣捕獲に対する支援体制を充実させる。
- ④猟友会や関係機関、農業者等からの協力を得て、被害発生状況や有害鳥獣の目撃情報、痕跡情報等を収集し、被害防止対策と捕獲頭数の増加に向け検討を行う。
- ⑤農業者の自衛意識向上のため、わなによる捕獲技術講習会の実施や、新規狩猟免許取得をPRする。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・浦臼町有害鳥獣被害防止対策協議会が主体となり、捕獲活動は浦臼町鳥獣被害防止対策実施隊が行う。これまでの箱わなと銃器による捕獲のほか、エゾシカについてはくくりわなによる捕獲も行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
  - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 と 令和6年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ カラス類 (ハシブトガラ ス・ハシボソ ガラス)	・ 第一種・第二種銃猟免許及びわな猟免許取得による事前講習会費用・受験費用への補助 ・ 銃器購入に係る支援及び銃器・銃猟免許更新への補助 ・ 狩猟免許, わな免許取得に係る周知活動の実施 ・ 箱わな・くくりわなによる捕獲の実施 ・ 猟友会への助成

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。



### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

現在までの生息数、被害状況をもとに年間捕獲計画数を設定する。

##### ◆エゾシカ

- ・ 個体数が年々増加していると推測されるため、駆除活動を強化して行う必要がある。合わせて農業者による自衛を推進するため、わな免許を取得するよう積極的に周知する。

##### ◆ヒグマ

- ・ 農業被害だけではなく人命に関わる被害も懸念されることから、痕跡が確認された時や目撃の通報があった場合は、速やかに町内全域に防災無線等を利用して注意喚起するとともに、看板を設置するなど注意喚起を行っている。頭数設定は行わず、出没個体ごとに捕獲の必要性を検討する。

##### ◆アライグマ・カラス類

- ・ 個体数の増加を最小限にするため、過去の捕獲実績以上に捕獲計画を設定する。
- ・ アライグマについては、農業者、地域住民とも協力しながら箱わなによる捕獲を行っていく。
- ・ カラスについては、年に数回一斉駆除を実施するとともに、必要に応じ巣の撤去を行う。

##### ◆キツネ

- ・ 年に1～2回の駆除により、農業被害はある程度抑制できている。
- ・ 引き続き駆除活動を行い、農業被害を最小限に食い止める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	150頭	150頭	150頭
ヒグマ	出没個体ごとに捕獲の必要性を検討		
アライグマ	500頭	500頭	500頭
キツネ	30頭	30頭	30頭
カラス類	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

## 捕獲等の取組内容

### 【エゾシカ】

- ・ 一斉駆除を年間3～4回実施する。（通年）
- ・ 実施隊員による巡回や、くくりわなによる捕獲について、これまで以上に強化して実施する。

捕獲数：150頭（最終目標）

### 【ヒグマ】

- ・ 出没箇所を特定し、箱わなを設置して捕獲実施する。（通年）

捕獲数：頭数設定は行わず、出没個体ごとに捕獲の必要性を検討する。

### 【アライグマ】

- ・ 農業者や地域住民と協力して箱わなを効率的に設置し、捕獲実施する。（通年）

捕獲数：500頭（最終目標）

### 【キツネ】

- ・ 一斉駆除を年間1～2回実施する。（2～3月）

捕獲数：30頭（最終目標）

### 【カラス類】

- ・ 一斉駆除を年間数回実施する。（6月～8月）
- ・ 銃器により効率的に捕獲実施する。（通年）

捕獲数：50羽（最終目標）

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
<p>当町では大型獣種であるエゾシカによる農産物被害が最も深刻であり、その被害を抑制する方法として、電気柵の設置やわなによる捕獲が考えられるが、電気柵については設置、管理に多額の費用がかかり、利用している農業者の数は少ない。また、わなについても鳥獣の通り道がわからないと効果的な設置はできないなど、使用には条件がある。したがって、エゾシカの捕獲には銃器を使用することが最も効率的であるが、エゾシカは警戒心が強いため、射程距離の長い銃を使用することでより高い効果が期待できる。また、ヒグマの捕獲についても、事故等なく迅速に行うためには威力の高い銃により速やかに行うことが必要である。よって、鳥獣被害実施隊によるエゾシカ及びヒグマ捕獲を行う際は、ライフル銃を使用する。また、常時有害駆除に参加できるハンターでライフル銃を使用できる者は少数かつ、高齢化が進んでいるため、ライフル銃を使用できるハンターの育成が急務である。</p>	
エゾシカ捕獲時期：通年	ヒグマ捕獲時期：出没時に検討
捕獲予定場所：浦臼町全域	捕獲予定場所：浦臼町全域

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
浦臼町一円	エゾシカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	事業予定なし		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	事業予定なし		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	—	事業予定なし
令和5年度		
令和6年度		

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

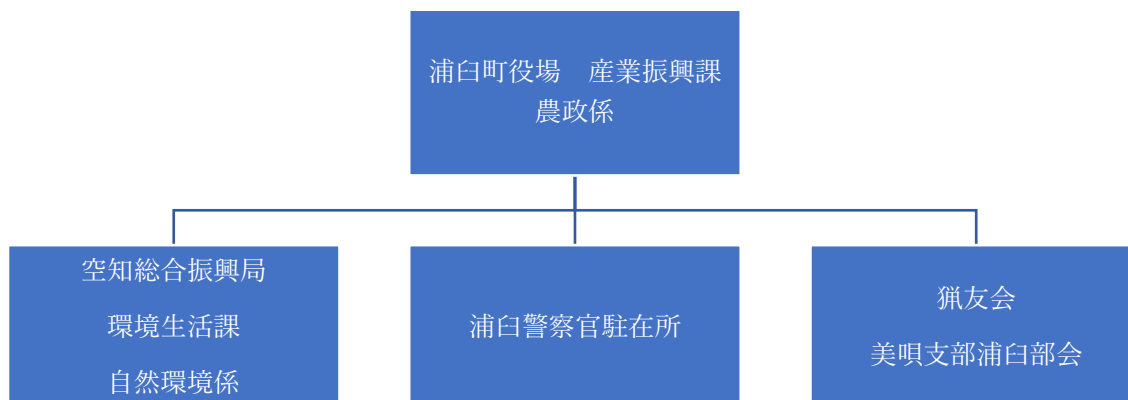
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
空知総合振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係	鳥獣駆除に対する助言、技術指導、研修活動
浦臼警察官駐在所	住民への呼びかけ、巡回活動
浦臼町役場 産業振興課 農政係	住民への呼びかけ、情報収集、関係機関との連絡調整
猟友会美唄支部浦臼部会	巡回活動、鳥獣駆除活動

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体のうち、衛生面等で条件を満たすものを当町にあるエゾシカ処理加工施設に搬入し、食肉として販売している。令和2年度の受入実績は近隣市町村で捕獲されたものも含め1,460頭であるが、捕獲した個体の利活用推進活動を通じて、令和6年度には1,600頭とすることを目標とする。
ペットフード	捕獲した個体のうち、衛生面等で条件を満たすもののうち一部をペットフードとして販売している。食品と同様、捕獲した個体の有効活用を推進し、受入実績を向上させることを目指す。
皮革	令和4年度以降、エゾシカ処理加工施設に搬入された個体の皮革を加工し、ベルトなどの革製品として活用することを旨とする。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現時点での実績はないが、必要に応じて検討する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実績

令和元年度に町内においてエゾシカ処理加工施設が稼働を開始した。施設は町が指定した管理者により運営され、町内及び近隣市町村で捕獲した個体を搬入し、食肉またはペットフード用に加工している。令和2年度の受入実績は近隣市町村で捕獲されたものも含め1,460頭であるが、捕獲した個体の利活用推進活動を通じて、令和6年度には1,600頭とすることを目標とする。また、野生鳥獣を食肉として利用することについて、北海道HACCP認証を取得し、安全性を保つよう努める。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

エゾシカ処理加工施設の職員は、個体の一次処理、加工に係る必要な知識、技術等について研修を受けている。今後、必要に応じ鳥獣被害防止総合対策事業交付金等を活用して研修を行うことを検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
浦臼町	総括的な協議会の運営及び鳥獣による農業被害実態調査
北海道猟友会美唄支部 浦臼部会	捕獲方法、被害防止対策に係る情報提供及び捕獲の実施
ピンネ農業協同組合	鳥獣による農作物被害についての情報提供及び調査
そらち森林組合	鳥獣による森林被害等についての情報提供及び調査
株式会社 アイマトン	捕獲した個体の有効な利活用

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道空知総合振興局 農務課	鳥獣被害防止計画の協議、鳥獣被害防止総合対策事業の指導
北海道空知総合振興局 環境生活課	鳥獣対策の窓口（知事許可権限の捕獲許可申請等）
空知総合振興局 森林室	道有林内の被害調査並びに情報提供、駆除時の入林許可等
空知農業改良普及センター 中空知支所	農作物被害対策に関する営農指導
北海道中央農業共済組合	農作物被害情報の収集、情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。



- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

浦臼町鳥獣被害対策実施隊の設置

・実施隊員は、浦臼町産業振興課職員並びに猟友会美唄支部浦臼部会に所属し、過去3年間連続して狩猟者登録を行っている者のうち捕獲を適正かつ効率的に行うことができる者として、猟友会美唄支部浦臼部会長が推薦した者で構成する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して対象鳥獣の捕獲を実施する場合は、狩猟に関する関係法律の遵守と安全確認を徹底することとし、駆除作業を含め銃器使用時の事故防止に努めるものとする。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

実施主体のみならず、行政、関係機関、猟友会、地域住民が一体となった被害軽減の取組が必要である。また、鳥獣の出没状況、被害の様子を積極的に収集し、対策を検討して被害軽減に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。